

第11章 公共空間の整備・活用方針

1. 大規模な公園・緑地
2. 道路沿道の公園
3. 身近で小規模な公園（街区公園等）

第11章 公共空間の整備・活用方針

本地区の公共空間の整備・活用にあたっては、大規模公園や道路沿道の公園、街区公園等様々な空間を整備し、人々の憩い、様々な交流や賑わいの創出、誰もが快適に過ごしやすい空間を提供します。

1. 大規模な公園・緑地

【特徴】

- 公有地（国・県・市等）が約17%※の本地区では先行取得事業を実施し、公園・緑地用地の取得を実施しています。 ※登記簿 令和3年3月時点を基に集計
- 第5章「土地利用の整備方針」に示した通り、ウォーターフロントエリアに2か所の大規模な公園（夕日を望む展望公園・周辺企業等による活用を想定した公園）を配置します。

【方向性】

- ウォーターフロントエリア北側の「夕日を望む展望公園」は、本地区で最も標高の高い場所であることから西海岸の海や夕日を一望できます。夕日や海を望みながら訪れた人々が憩い、地区の象徴的な場所となるよう整備を推進します。
- ウォーターフロントエリア南側の「周辺企業等による活用を想定した公園」は、周辺の企業や学術機関と連携を想定した空間利用を推進します。周辺企業等と連携し様々なイベントの開催を想定します。（例：新しい製品や技術の展示を行い訪れる人々が体験・体感することができる街中の展示・実証の場等）
- 大規模公園については、災害時の防災拠点としての機能整備を図ります。

2. 道路沿道の公園

【特徴】

- 第5章「土地利用の整備方針」に示した通り、緑のシンボルロード等の沿道に沿道公園を整備します。沿道公園は、道路と一体的な活用により様々な交流や賑わいが創出される空間を目指します。
- まちなかの公園や緑地を始めとする緑の量や質がまちの価値を高める大きな要素の1つとなっています。

【方向性】

- 沿道公園と周辺の民地が一体的に活用され賑わいあるウォーカブルな通りとなるよう、沿道の建物の低層部の用途や公開空地の配置のルールづくりを推進します。
- 沿道公園は、祭事の際には道路と一体的に活用することもできるよう空間整備を図ります。

3. 身近で小規模な公園（街区公園等）

【特徴】

- 地区の整備は土地区画整理事業で実施し、各エリアに小規模な公園の整備が求められます。

【方向性】

- 地区内全体において、そこで暮らし働き訪れる人に対して身近な憩いやレクリエーション、災害時の緊急避難場所等の機能を備えた小規模な公園整備を行います。
- 公園・緑地・広場の規模については、エリアごとの特性を踏まえ、公園の位置や規模、用途を検討します。また、エリアの特性に応じた適正な間隔で小規模な公園を配置します。
- こうした小規模な公園の生み出す緑は、生物の住处や移動場所としての役割を果たせるよう周辺の既存の緑地と連坦し、緑のネットワークの一部を形成するよう配置します。